

京都市上下水道局管理規程第19号

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員給与規程の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第2項」の右に「又は第3項」を加える。

第14条第2項中「離職し若しくは」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条中第6項を第7項とし、同条第5項中「第2項ただし書、第3項」を「第3項、第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の一項を加える。

3 職員が離職したときその他職員に給料の支給を受けることが適当でない事由が生じたときは、その日までの給料を支給する。

第27条の2第3項中「代日休暇以外の特別休暇に対する承認及び同条第2項第6号の規定による承認を除く。」を「代日休暇以外の特別休暇に対する承認、同条第2項の表第6号の規定による承認又は職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程（以下「職免規程」という。）第2条第7号の規定による承認で別に定める場合を除く。」に改める。

第34条第1項中「管理者の承認があつた場合」の右に「（職免規程第2条第7号の規定による承認で別に定める場合を除く。）」を加える。

第42条第1項中「1月以内に退職」の右に「し、地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、」を加え、「（第14条第2項各号に掲げる事由により退職（地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項

の規定によりその職を失った場合を除く。)した職員及び退職した職員で期末手当を支給することが適当でないと管理者が認めるものを除く。)」を削る。

第42条の2各号列記以外の部分中「第3号」を「第5号」に改め、同条第1号中「第14条第2項各号に掲げる事由により退職（地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によりその職を失った場合を除く。）した職員」を「地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職の処分を受けた職員」に改め、同条第3号を第5号とし、同条第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同条第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）

(3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公営企業等の労働関係に関する法律第12条の規定により解雇された職員

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(地域手当に関する特例)

2 第20条第1項の規定にかかわらず、東京都の特別区の区域内に存する勤務公署に勤務する職員に対する地域手当の月額については、同項に掲げる額の合計額の100分16に相当する額とする。

(上下水道局総務部職員課)